



憲法改悪を許さない5.3神奈川県民のつどい 偽りと誤魔化しの安倍改憲に騙されるな！

日本国憲法施行71年、5月3日の憲法記念日は、東京の有明防災公園に6万人が結集して開催された“9条改憲NO！平和といのちと人権を！5.3憲法集会”をはじめ、安倍9条改憲に反対する集会や学習会、デモなど多彩な行動が全国各地で展開されました。神奈川県内のメイン行動では、神奈川憲法会議が“憲法改悪を許さない5.3県民のつどい”を



東海大学法科大学院の永山茂樹教授



横浜市内で開催しました。“つどい”では東海大学法科大学院の永山茂樹教授が「安倍改憲の本質—9条改憲を許さないために」と題して講演し「安倍改憲は、逃れられない深刻な負のスパイラルに陥っている」と指摘、合わせて教育の無償化、参議院の合区解消、緊急事態条項は偽りと誤魔化しの“あつては困る改憲”と告発しました。

国民投票法を告発する永田弁護士

つづいて永田亮弁護士（武蔵小杉合同法律事務所）が「国民投票法のオトシアナ」と題して講演、2007年に安倍第1次内閣が成立させた同法は改憲勢力に有利で国民にとっては極めて危険な内容であると告発し改憲発議阻止の重要性を強調しました。



畑野きみえ議員（右）とあさか由香氏

また、主催者の政党参加の要請に応じて参加した日本共産党の畑野きみえ衆議院議員と来年の参議院選のあさか由香候補が登壇し、国会情勢の報告と安

倍9条改憲阻止の決意を表明しました。

“つどい”の参加者は会場の定員710人を大幅に超え、あふれた参加者は他の3会場に分散し音と映像で講演を聴きました。なお、神奈川の建交労からは伊藤東一県本部委員長と赤羽県南支部特別執行委員が参加しました。

このあと参加者は、連休でにぎわう市内をデモ行進し改憲阻止を訴えました（左写真）。

